

## 青森県教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	青森県教育委員会
任命権者	青森県教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
青森県教育委員会における障がい者雇用に関する課題	令和6年6月1日現在の実雇用率は2.35%であり、法定雇用率を達成する必要がある。
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】令和11年6月1日時点 2.90%</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.35%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>【定着目標】正規職員：採用後1年定着率 100%</p> <p>非正規職員：不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（参考）令和5年度採用の正規職員の採用後1年定着率75%</p> <p>（評価方法）前年度に採用した障がい者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
③ワークエンゲージメントに関する目標	<p>【ワークエンゲージメント】前年度を上回る。</p> <p>（評価方法）毎年6月1日時点で在籍している障がい者に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として教育次長を選任する。（令和元年9月6日に選任済）</li> <li>○障害者雇用推進者、予算担当部署及び組織人事管理を担当する部署のグループマネージャー等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」を設置し、障がい者雇用を推進する。</li> <li>○「障害者雇用推進チーム」は、年1回以上開催し、障がい者活躍推進計画の実施状況を点検し、必要に応じて計画の見直し等を行う。</li> <li>○組織内の人的サポート体制として障害者職業生活相談員を選任する。（令和元年12月5日に選任済）</li> </ul>

(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者全員について、青森労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
<b>2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</b>	
	○採用時に面談を行い、勤務地や業務等について適切にマッチングできるか確認し、必要に応じて検討する。 ○採用後も、必要に応じて所属長等による面談等を行い、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握し、業務等との適切なマッチングを図る。
<b>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</b>	
(1) 職務環境	○多目的トイレやスロープ等の施設・設備の整備を推進する。 ○障がい者の配置先については、施設・設備を考慮し、必要に応じて個別に配慮する。 ○採用後も、所属長等による面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障がいの種類や程度により、実施内容を変更するなど、必要に応じて個別に配慮する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○障がい者からの要望を踏まえ、時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度や年次休暇、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○研修等により、実務能力や専門性の向上を図る。 ○障がい者を支援している就労支援機関等と連携し、円滑な定着に努める。
<b>4 その他</b>	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を図る。